第１２章　こども子育て部

1. こども子育て部の主要事業

(1)こどもまんなか松江プラン(松江市こども計画)の推進

すべてのこども・若者が幸せに暮らすことができ、自分に関係することに自分で意見を伝えることのできる「こどもまんなか松江」を目指し、こども・子育て施策を総合的に推進する。

(2)幼児教育こどもまんなかビジョンに基づく質の高い幼児教育・保育の実現

幼児教育・保育の質の向上に向けた考え方を示すとともに、目指すこどもの姿、保育者像を共有することにより、質の高い幼児教育・保育の実現を目指す。

(3)こども家庭センターにおける母子保健と児童福祉の一体的で切れ目のない支援

母子保健と児童福祉の相談窓口の一本化により、幅広い相談に対応するとともに、児童虐待にかかる「未然防止の強化」及び「より早期の発見と適切な対応」につなげる。

(4)産前・産後ケア推進事業

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施し、安心してこどもを産み育てられる環境の充実を図る。妊娠期の支援としてプレパパ・プレママ教室の実施、出産後の支援として通常の産後ケア(通所型・訪問型・宿泊型)に加え、「温泉ゆったり産後ケア」や「みんなで HAPPY 産後ケア」(集団型産後ケア)を引き続き実施する。また、多胎妊産婦の家庭を対象に、サポーターによる外出補助、育児・家事支援を引き続き実施し、多胎妊産婦等の負担軽減を図る。

(5)こんにちは赤ちゃん訪問事業・養育支援訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全家庭を保健師又は助産師が訪問し、乳児の発育・発達の確認や育児相談等を行う。また養育支援が特に必要な家庭には保健師等が訪問し、専門的相談支援を行う。

(6)5歳児健診事業

言語の理解能力や社会性が高まり、発達障がいが認知される時期である5歳児に対して健康診査を行い、こどもの特性を早期に発見し特性に合わせた適切な支援を行う。

(7)子ども医療費助成

保険診療医療費について、中学3年生までの医療費無償化、高校生年代に助成(一部負担あり)を行う。子育て世代の経済的負担軽減とこどもの疾病の早期発見及び早期治療を促進する。

(8)まつえの子育て AI コンシェルジュ事業

子育て世代に幅広く普及しているソーシャルメディアである LINE を活用して、AI が即時回答することで、子育てに関する疑問や悩みを24時間いつでも相談できる環境を提供する。

(9)不妊治療費助成

①一般不妊治療費助成

保険適用の不妊治療および人工授精について、治療者の経済的負担を軽減するため、本人負担分の一部を助成する。

②生殖補助医療費助成

医療保険適用外の生殖補助医療や、保険適用の生殖補助医療とあわせて先進医療を実施した場合について、治療費の一部を助成する。

(10)子育て世帯等の保育料軽減事業

子育て世帯等の経済的負担の軽減を図るため、認可保育所又は認定こども園に入所している0～2歳児クラスの

こどもについて、幼児教育・保育の無償化の対象とならない保育料の軽減を行うとともに、生計を一にする兄姉が2人以上いる場合は、保育料を無償化する。

(11)多子世帯の認可外保育施設保育料軽減事業

認可外保育施設を利用している0～2歳児クラスのこどもについて、保育を必要とする事由を有する場合で、生計を一にする兄姉が2人以上いるときは、一定の範囲内で保育料の補助を行う。

(12)病児保育事業

病気療養中又は病気回復期の児童を預かる保育施設を設置し、子育て家庭の支援を行う。スマートフォンなどからオンラインで利用予約ができる病児保育支援システムにより、市民の育児と仕事の両立支援を推進する。

(13)夜間保育事業運営費補助金

夜間に保護者の就労等により家庭保育が困難なこどもに対する保育の質の向上のため、夜間保育を実施する認可外保育施設の事業運営費の一部を補助する。

(14)保育所等施設整備費補助金

施設の老朽化対策及び保育環境充実を図るため、私立認可保育所等の施設整備に対し補助金を交付する。

(15)子育ての日イベント事業

市全体で子育てを応援する機運の醸成、子育て支援施策の認知度の向上を図るため、親子で楽しめるイベントの開催や及び子育てを応援する機運を醸成するキャンペーンを実施する。

(16)スマホでらくらく保育所等入所申込

令和5年11月から、自宅等で保育所等の入所申込手続きがスマートフォンで簡単にできるサービスを開始しており、引き続き市民の利便性を向上する。

(17)保育所入所管理業務改善委託事業

保育所の入所申込にこども連れで来庁する保護者の利便性向上を目的として、保育所入所の「デジタル申請支援」及び「リモートでの遠隔支援」を行う。

(18)(仮称)川津幼保園・ふじのみ園複合施設整備事業

城東保育所・ふじのみ園の複合整備計画に二中校区の幼稚園再編を含め、川津幼稚園敷地内へ幼保連携型認定こども園を整備する。

(19)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)を実施し、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化する。

2. 児童福祉　　(こども政策課・子育て給付課・こども家庭支援課)

(1)合計特殊出生率の推移(15～49歳の1人の女性が生涯生む平均出生率)　　(単位:人)

区　分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和５年	令和６年
全　国	1.45	1.44	1.43	1.42	1.36	1.34	1.30	1.26	1.20	1.15
島根県	1.78	1.75	1.72	1.74	1.68	1.69	1.62	1.57	1.46	1.43
松江市	1.72	1.60	1.55	1.56	1.55	1.53	1.54	1.52	1.41	1.41
出生数	1,838	1,766	1,676	1,576	1,618	1,467	1,482	1,441	1,350	1,271

(2)認可保育所等の入所児童数 (令和8年4月1日現在)　　(単位:人)

区　　分		保育所数	定　員	入所児童数			
				0歳児	1～2歳	3歳以上	計
公　　立		15	1,690	51	326	749	1,126
	直　　営	11	1,350	47	291	662	1,000
	公設民営	4	340	4	35	87	126
私　　立		68	5,364	292	1,708	2,855	4,855
	認定こども園	19	1,523	57	414	809	1,280
	認定こども園以外	49	3,841	235	1,294	2,046	3,575
計		83	7,054	343	2,034	3,604	5,981

(3)地域子育て支援拠点事業

常設の遊び場を開設するとともに、育児相談や育児講座、親子の交流事業等を行う。

・センター　1ヵ所 (あいあい)

(3～5歳のこどもと保護者が雨の日でも遊べる場所として「わいわいルーム」を開設)

・サテライト　8ヵ所 (おもちゃの広場・美保関子育て支援センター・たまゆつどいの広場・宍道子育て支援センター・東出雲子育て支援センター・鹿島子育て支援センター・やくも子育て支援センター・松江赤十字乳児院)

(4)ファミリーサポート事業

「子育てのサポートがしたい人」「子育てのサポートをしてほしい人」が会員となり、0歳～小学校6年生までの育児の相互援助を有償で行う。

・まつえファミリーサポートセンター

(5)訪問型子育てサポート事業

妊娠中や就学前までの子育てをしている家庭に、市が認定したホームサポーターを有償で派遣し育児や家事等の支援を行う。

・委託事業所　3ヵ所(松江市シルバー人材センター、ケアサービス松江、まごころサービス松江センター)

(6)家庭児童相談

児童虐待の通告先として児童の安全確保と支援を行うとともに、こどもと家庭に関する様々な相談に対応する。

また、しつけや育児に悩む保護者等を対象に、こどもとの関わり方を学ぶ講座・グループワーク等を行う親子関係形成支援事業「コツコツ学ぶ子育てのコツ」を実施する。

(7)子育て短期支援事業

保護者の病気や出張などのため、家庭での児童の養育が一時的に困難となった場合、短期間こどもを預かる「ショートステイ事業」、夜間にこどもを預かる「トワイライトステイ事業」、母子生活支援施設に母とこどもを一緒に短期間入所させ、母のレスパイト・ケアや育児相談等の支援を行う「親子ショートステイ事業」を行う。

(8)子育て世帯・ヤングケアラー等訪問支援事業

家事や子育て、家族のお世話などが困難な家庭へヘルパーを派遣し、児童虐待の予防やヤングケアラーへの支援を行う。

(9)子ども医療費助成　（令和8年4月1日現在）

対　　象	0歳～高校生年代 18歳～20歳未満(一定の要件を満たす人)
自己負担額 (1ヶ月・1医療機関あたりの医療費負担割合)	0歳～中学3年生:無料(県の制度に松江市単独で上乗せして医療費を助成) 高校生年代:入院　1割負担(上限月額2,000円)、通院　1割負担(上限月額1,000円)、 薬局等　無料(松江市単独で医療費を助成) 18歳～20歳未満:入院費のみ上限2,000円

(10)児童手当　（令和8年4月1日現在）

対　　象	高校生年代(18歳の誕生日後の最初の3月31日)までの児童を養育している人
手当の月額	3歳未満　15,000円（第3子以降※は30,000円） 3歳以上高校生年代　10,000円（第3子以降※は30,000円） ※「第3子以降」とは、大学生年代まで(22歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降をいう。
支払時期	2月、4月、6月、8月、10月、12月

(11)児童福祉施設

母子生活支援施設	母子家庭の母と子をともに保護し、自立を支援する施設	定員は施設によって異なる
助産施設	経済的理由により入院助産をうけることができない場合に利用できる施設	松江市助産院(松江市立病院内)定員:2人

3. ひとり親の福祉　（子育て給付課）

(1)児童扶養手当　（令和8年4月1日現在）

対　　象	父母の離婚などにより、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童を養育している人で、前年中の所得が一定額未満の人。
手当の月額	①児童1人＝全部支給48,050円、一部支給48,040～11,340円 ②児童2人＝全部支給59,400円、一部支給59,380～17,020円 ③児童3人＝全部支給70,750円、一部支給70,720～22,700円 ※児童が4人以上のときは、1人増えるごとに全部支給11,350円、一部支給11,340～5,680円加算
支払時期	5月、7月、9月、11月、1月、3月

受給者数　（各年度3月分手当受給者数）

年度	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
人数	1,442	1,355	1,301	1,327	1,260

(2)福祉医療費助成(ひとり親)

対　　象	18歳未満又は高校卒業までの児童を養育するひとり親家庭に対し医療費の一部を助成。 (前年の所得税が非課税である世帯または児童扶養手当の所得要件に該当する世帯)

自己負担上限額	1医療機関における1ヶ月の自己負担上限額 住民税課税世帯:入院 20,000円、通院 6,000円 住民税非課税世帯:入院 2,000円、通院 1,000円

(3)ひとり親家庭等高校通学費助成　（令和8年4月1日現在）

支給対象	高等学校等(※)の第1学年から第3学年までの学年に在籍し、かつ、20歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者を養育している方。(※全日制、定時制の高等学校並びに盲学校・ろう学校及び養護学校の高等部、高等専門学校、高等専修学校、職業訓練校のこと。通信制・海外留学を除く。)
助成額(月額)	・公共交通機関利用者(バス・電車等) 定期券購入額の2分の1(上限10,000円) ・自宅からの通学が困難であるため、寄宿舎や下宿から通学している場合。 寮費の2分の1(上限20,000円) ・交通用具利用者(自転車・バイク) 購入額の2分の1(上限20,000円)※在学中1回限り 修理額の2分の1(上限5,000円)※各年度中1回限り

(4)高等職業訓練促進給付金事業　（令和8年4月1日現在）

対象資格	看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、調理師等、就職を容易にするために必要な資格として市長が定める資格

○高等職業訓練促進給付金

支給対象期間	・修業期間の全期間(上限48月) ※准看護師から看護師の養成機関に進学する場合は上限60月
支給額	・月額100,000円または70,500円（市町村民税の課税の状況による） ・国家試験対策や実習に伴う就労収入の減を補うため、修業期間最後の1年間については月額40,000円増額

○高等職業訓練修了支援給付金

支給額	50,000円または25,000円(市町村民税の課税の状況による)

(5)自立支援教育訓練給付金事業　（令和8年4月1日現在）

対象講座	雇用保険法による一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金、専門実践教育訓練給付金の指定講座

支　給　額	教育訓練施設に対して支払われた入学料(登録料)、受講料でその施設の長が証明するもの ①　雇用保険法による一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の支給を受けることができない方 →対象講座の受講料の60%相当額(上限20万円)支給額が12千円未満の場合は対象外 ②　雇用保険法による専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない方 →対象講座の受講料の60%相当額(上限40万円×修学年数　最大160万円)、ただし准看護師から看護師の養成機関に進学する場合は(上限40万円×5年　最大200万円)、支給額が12千円未満の場合は対象外 ※令和6年8月30日以降に講座指定を受けた方で、訓練修了後1年以内に資格取得し、その資格を生かした就職等をした場合は、受講料の25%を追加支給。 (通常支給分60%＋追加支給分25%＝受講料の最大85%分を支給) ③　雇用保険法による一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる方 →①又は②に定める額から雇用保険法の規定により支給された各種給付金の額を差し引いた額

(6)母子父子寡婦福祉資金の貸付

資　金　の　内　容	・こどもが修学する際に必要な資金 ・就職するために必要な技能を習得するために必要な資金 ・療養中の生活維持のための資金　等
貸　付　の　対　象	・母子家庭の母、父子家庭の父が扶養する児童　・父母のいない児童 ・寡婦が扶養する子　・母子家庭の母又は父子家庭の父　・寡婦　等

(7)養育費確保支援事業

補　助　の　内　容	・ひとり親家庭等の親を対象に、養育費の取り決めに係る公正証書の作成等に必要な経費の全額(上限3万円)を補助

(8)ひとり親家庭等の相談

母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭等の相談に応じ、自立に向けた指導や助言を行う。

(9)その他

① 公営住宅入居や保育所・児童クラブ入所の特別配慮

② 母子生活支援施設への入所(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童のいる母子世帯)

4. 母子・乳幼児保健対策事業　(こども政策課・子育て給付課・こども家庭支援課・健康推進課)

事　業　名	事　業　内　容
各種手帳発行	母子健康手帳(親子健康手帳)、妊婦・産婦・乳児一般健康診査受診票、予防接種手帳
健　康　診　査	・妊婦健康診査(個別健診)　・産婦健康診査(個別健診) ・1か月児健診(個別健診)　・4か月児健診(集団健診) ・10か月児健診(個別健診)　・1歳6か月児健診(集団健診) ・3歳児健診(集団健診)　・5歳児健診(2段階の健診:アンケート、診察・相談)
健　康　相　談	・妊婦相談　・乳幼児健康相談　・発達健康相談 ・子育てお悩み相談、おっぱい相談　・オンライン相談

健　康　教　育	プレパパ・プレママ教室、助産師さんとのお話し会、離乳食と歯の教室、地域の食育講座　等
情　報　発　信	X（旧 twitter）、母子手帳アプリ「母子モだんだん」、まつえの子育て AI コンシェルジュ こそだて手帳、5歳児手帳、ふたご手帖
訪　問　指　導	妊婦訪問、生後4か月までの乳児全数訪問、産婦訪問、養育支援訪問
そ の 他 支 援	・多胎児養育家庭サポート事業　・産後ケア事業（通所型・訪問型・宿泊型・集団型・温泉型） ・医療的ケア児支援　・フッ化物塗布事業　・ブックスタート事業 ・ふたごちゃん♪みつごちゃんのつどい
医　療　制　度	○未熟児養育医療費助成 ○小児慢性特定疾病医療費助成 ○子ども医療費助成 ○不妊治療費助成（一般不妊治療、生殖補助医療） ○新生児聴覚検査費助成事業 ○風しん予防接種費用助成事業